

千早赤阪村庁舎建設検討委員会の会議の公開に関する要領

第 1 目的

この要領は、千早赤阪村庁舎建設検討委員会条例（平成 25 年千早赤阪村条例第 25 号。）第 8 条の規定に基づき、千早赤阪村庁舎建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開基準

- (1) 会議は、原則として公開するものとする。ただし、検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで、公開しないことができる。
- (2) 検討委員会は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

第 3 公開の方法

- (1) 検討委員会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 検討委員会は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の秩序維持に努めるものとする。

第 4 会議開催の周知

委員長は、会議を開催するにあたっては、次に掲げる事項を村ホームページ等を活用し、別記様式により村民への周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) その他必要な事項

第 5 会議録の作成

- (1) 庶務担当は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。
- (2) 会議録は、当該会議における発言内容、検討経過等を村民が理解しやすいよう要約し、わかりやすい形式とするよう努めるものとする。

第 6 会議録の公開

検討委員会は、村ホームページ及びその他の方法により会議録の公開に努めるものとする。

第 7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

